平成２４年（フ）第３６３号
北九州市小倉南区下城野１丁目12番３号、申立時の住所北九州市小倉南区志井６丁目４番30号
債務者　吉田　惠子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５６６号
北九州市門司区上馬寄３丁目２番12―307号
債務者　小池　匡史
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６４０号
北九州市若松区高須南３丁目２番８―203号
債務者　大園　輝雄
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６８２号
北九州市小倉北区神岳２丁目２番７号、住民票上の住所北九州市小倉北区金田１丁目１番９―101号
債務者　山近　昇二
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９２４号
名古屋市中川区八剱町３丁目19番地　五大ビル３Ｅ号
債務者　田尻　一雄
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２００号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分788番地４
債務者　高橋　光國
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２０７号
広島県福山市南松永町３丁目10番39号
債務者　桑原　大地
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２０８号
広島県福山市東川口町４丁目７番16号
債務者　松岡　和子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２１１号
広島県福山市本庄町中３丁目９番13―415号
債務者　村上　博隆
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６７５号
北九州市門司区東本町１丁目５番26―101号
債務者　今村　隆敏
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２２７号
青森市小柳４丁目８番３号　県営住宅Ｃ―１―５
債務者　海原紀久男
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８３号
名古屋市西区花の木３丁目11番７号　パラツオ21―206号
債務者　森岡　　透
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８５８号
愛知県半田市亀崎高根町２丁目168番地　ドミールたかねＢ棟103号
債務者　髙瀬　　緑
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９０４号
愛知県小牧市久保一色南２丁目219番地　ペアアヴェニュー102号
債務者　野口紳太郎
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７９８号
愛知県半田市柊町４丁目211番地の35
債務者　河北　政信
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８１７号
愛知県小牧市藤島町梵天110番地24、住民票上の住所名古屋市千種区今池３丁目32番14号
債務者　原田　稜大
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部